

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年12月6日(金)
午前9時28分～午後3時13分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博
委員 長南 良彦 委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 建設部長 森 孝雄
出席した者 建設部次長 山田 隆
兼 土木課長
建設部企画員 村上 諭
兼 土木課長補佐
土木課道路建設係長 前川 健太
- 6 事務局職員 主 査 丹野 宏俊
- 7 付議事件
 - (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
 - (2) 陳情第5号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情
 - (3) 陳情第6号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情
 - (4) 陳情第7号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
 - (5) 陳情第8号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
 - (6) 請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願

午前9時28分 開 会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前9時29分 休 憩

午後0時57分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第5号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情から（5）陳情第8号 鹿島草倉田線の着工・完成に係る陳情までを一括して議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容等に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

○陳情第5号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情

(土木課)

- ・ 町田線は、国道4号から本郷堀内線との交差点部までの360メートルの区間で歩道が未整備で、五、六メートル程度の幅員があるものの、歩車道の境界がわかりにくい状況である。
- ・ 本郷堀内線の志賀沢川から本郷札前線までの区間は歩道がほとんどなく、本郷小規模保育所付近ではS字クランクで見通しが悪く、過去には事故も発生している危険な状態である。国道4号から約60メートルの区間はすれ違いのできない幅員で、本郷札前線までは舗装の損傷も多く、応急補修でしのいでいる状況である。
- ・ 本郷原線は、本郷堀内線交差点部が一部拡幅されているが、残りの370メートルの区間の道路幅員は未改良で、車両のすれ違いはできず、隣接する排水路は土側溝である。
- ・ 焼野線は、国道4号から約120メートルの区間は道路幅員が広がっているが、残りの約220メートルの区間の幅員は狭く、車両のすれ違いはできず、隣接する排水路は土側溝である。
- ・ 本郷北線は現時点では耕作用道路で使用されており、民地の一部は将来の道路拡幅を想定して名義はそのまま分筆し、耕作を除外している箇所がある。
- ・ 本郷地区では、現在、本郷堀内線、町田線、本郷薬師堂線、二間橋線の道路改良工事を実施している。児童や生徒の安全確保を最優先とし、通学路である本郷堀内線と町田線の整備を急務とし、家屋移転等で事業費がかさむため、短期間で整備を進めるため令和元年度から国庫補助事業による整備を行っている。
- ・ 国道4号から本郷札前線までの本郷堀内線と本郷北線、焼野線は本郷地区の道路ネットワーク構築に密接に関係するため、現在の本郷堀内線と町田線の完了を見きわめながら順次整備を検討していく。
- ・ 本郷堀内線と焼野線の舗装の傷みについては、応急補修だけでなく、部分的に本補修を進めていく。
- ・ 本郷原線は、二間橋線と本郷薬師堂線の完了を見きわめながら整備を検討し

ていく。

問 昨年も同様の陳情が出されているが、その後土木課として高館地区で行っているような地元との協議はなされたのか。

答 高館地区は陳情件数が多く、優先路線を確認するために協議を行った。本郷は地区でまとまって陳情しているため、実施していない。

問 待避所を整備する考えは。

答 現地調査の際、本郷原線の待避所や土側溝整備の要望があった。地元と協議しながら設置を検討したい。また、焼野線については令和2年度から2カ年で舗装を計画している。

問 大型車の通行が多いとのことだが、全体的にどのくらいの通行があるか把握しているか。

答 市では現状を把握していない。

問 本郷堀内線の本舗装を実施することだが、具体的な計画は。

答 穴を埋めるのではなく、広い範囲を補修したいと考えている。随時緊急補修という形で行う予定で、時期は明言できない。

問 おおよそのスケジュールを示すことはできないのか。

答 本郷堀内線については令和2年度に対応したいと考えている。

問 本郷地区の全体の工期はどのように考えているのか。

答 補助金の採択状況や、本郷北線の延長をどこまでにするかなど、地区の道路網計画に影響があるため、はっきりとしたスケジュールは示せない。

問 本郷北線を仙台空港線に接続することはできるのか。

答 以前そうした計画があったが、現在は状況が変わっている。

問 再測量を行う話はいつごろのことか。

答 圃場整備が実施されたころと聞いている。

問 本郷北線と周辺の工業用地整備の関連は。

答 今後の状況を見きわめることになる。

問 土側溝の整備の進め方は。

答 本郷原線については、道路と同じ高さに側溝を入れてふたをするか、単純にU字溝を入れて水を流すようにするか、2つの方法があり、検討が必要と考える。

問 本郷原線の整備に同意が得られない住民がいると聞いたが、現状は。

答 現在は全員の同意を得ている。

○陳情第6号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

(土木課)

- ・ 山神線は、七島浜田線を起点とし、仙台市境までを終点とする、延長725メートル、平均幅員が約2メートルの狭隘道路である。成田線は、山神線を起点として、成田四郎丸線までの延長246メートル、平均幅員は約2メートルの狭隘道路である。
- ・ 現在、下余田地区においては、飯塚成田線、鹿島草倉田線を整備中である。
- ・ 整備の必要性は認識しているものの、現在整備中の路線を早期に完成させることを優先し、完了後に整備計画を踏まえ、当該路線を整備するよう検討したい。
- ・ 当面の安全対策として、両路線に1カ所ずつ待避所を設置し、交互通行を円滑にしたい。

問 待避所の整備時期は。

答 令和2年度に両路線あわせて整備する。

問 山神線に大きな穴があいている箇所があるので対応してほしい。

答 早急に対応する。

問 成田線と四郎丸線合流地点の街灯整備は。

答 電柱がないため、どのように対応できるか検討していきたい。

○陳情第7号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

- ・ 当該工事については、平成25年度から着手しており、平成30年度末の進捗率は約34パーセント。令和8年度の完了を目指している。
- ・ 工事に当たっては、毎年地元の意向を確認しながら施工区間を決定している。まずは緊急車両の進入に支障がないよう、舗装は施工せずに半断面の拡幅を先行し、平成30年度に全線において半断面の拡幅が完了している。
- ・ 現在は緊急車両の進入や車両のすれ違いに支障がないことから、今後はコスト縮減を図りながら早期完成を目指していく。

○陳情第8号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

- ・当該工事については、平成26年度から着手しており、平成30年度末の進捗率は約28パーセント。令和9年度の完了を目指している。
- ・工事に当たっては、毎年地元の意向を確認しながら施工区間を決定している。まずは緊急車両の進入に支障がないよう、舗装は施工せずに半断面の拡幅を先行している。用排水設備を先行して実施しており、令和元年度にほぼ完了している。
- ・今後は半断面施工による拡幅を進め、コスト縮減を図りながら早期完成を目指していく。

問 県道閑上港線南側の未整備路線の計画は。

答 調査も未着手の状況である。地元と相談して検討する。

問 県道閑上港線から北の部分の計画は。

答 南側と同様に調査も行っていない。まずは整備中の部分を進めて、その後地元と調整したい。

問 整備に関して地元との協議は行っているか。

答 現在整備中の部分に関しては毎年地元町内会や区長と調整を図って進めている。

問 未実施部分については説明していないのか。

答 していない。

問 昨年も同様の陳情がなされている。工期を短縮するような考えは。

答 少しでもコストをかけずに早く進められるよう、半断面施工としている。ただ、現場では埋設物など想定外の工事もあり、思うように進まないところがある。

問 用地買収は平成13年に終わっている。もう少し注力して進めるべきではないか。

答 市道の整備は単費なので、限られた予算の中で市全体の状況から総合的に判断せざるをえない。

問 下余田地区の圃場整備の計画があるが、道路整備との関係は。

答 今のところ土木課としては把握していないが、実施するとなると関係部局と進め方について協議をすることになると思う。

午後1時52分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

以上で、陳情4カ件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、陳情4カ件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時54分 休憩

○陳情第5号 本郷地区内の道路整備等に関する陳情

*各委員からの意見

- ・地域住民に対し、実際の進捗状況を説明する場を設けるべき。
- ・土側溝の整備についても地域と協議して進めるべき。
- ・標識や白線が見えづらくなっているので、道路整備とあわせて補修すべき。
- ・何度も陳情が出ているので、明確にスケジュールを示すべき。
- ・一つ一つの事業について計画を整理して、予算確保に努めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

新規路線については状況を見きわめて計画を整理し、従来路線については具体的な進捗状況とスケジュールを地元住民に示しながら事業を進めること。

○陳情第6号 山神線及び成田線の道路拡幅に関する陳情

*各委員からの意見

- ・路線ごとにスケジュールをしっかりと示すべき。
- ・現在着手している路線を優先すると実施が大分先になる。待避所を設けるなど、可能なことから対応すること。
- ・待避所整備や街頭の設置、舗装の穴の補修など、実際の要望に対応すること。

*委員会として取りまとめた意見

下余田地区で実施されている各工事の進捗状況及びスケジュールを地元にし
っかり示すこと、実施可能なことから対応すべく、地元と十分に協議の上で待
避所を整備すること。

○陳情第7号 飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

*各委員からの意見

- ・半断面舗装まで終わっているので、早期完成に向けて取り組むべき。
- ・事業が遅れないよう、進捗管理に努めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

地元と十分調整しつつ、引き続き早期完成に向けて取り組むこと。

○陳情第8号 鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

*各委員からの意見

- ・工事は順調に進んでいるようだが、早期完成を望む。
- ・整備部分を優先しながら、未着手部分の調査などについても検討すべき。

*委員会として取りまとめた意見

今後も地元と十分に協議しつつ、早期完成に向けて継続して努めること。

午後2時16分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情4カ件の調査に係る委員会調査報告書案の作成につ
きましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定い
たしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと
思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時27分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（６）請願第１号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより、去る12月４日の委員会決定に基づき、紹介議員から請願の趣旨等について説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午後２時２７分 休 憩

午後２時２８分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

この際、委員各位に申し上げます。

これより、請願第１号の内容について、紹介議員から請願の趣旨等について御説明をいただき、その後に議員各位から紹介議員に対する質疑をお受けする方法により進めてまいりますので、御了承願います。

それでは、紹介議員の山田龍太郎議員、説明をお願いいたします。

○議員（山田龍太郎） それでは、まず初日に配布されました請願書を読み上げます。

請願第１号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願

１ 請願の要旨

国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為が認められることのないよう、政府及び国会に対し、意見書の提出をお願い申し上げます。

２ 請願の理由

貴議会の深いご理解により、本市のタクシー事業運営に関し格別のご高配を賜っていることに関係者一同深く感謝申し上げます。

本市のタクシー事業は、地域公共交通としての位置づけを踏まえ、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての対応に加え、地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの運行等を含め、地域住民の足、交通弱者の移動手段として重要な役割を果たし、とりわけ東日本大震災以降は、被災住民の方々の足の確保に努めております。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、

インターネットを利用した「ライドシェア」と称する白タク行為を認めようとする動きが一部民間から提案され、ますます攻勢を強めております。

この提案は、ライドシェアの事業主体が運行管理や車両整備等の運行に関する責任を負わず、自家用車のドライバーが運行責任を負う形態を前提としている点が最大の問題であります。道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、国民に安全・安心な輸送サービスを提供している地域公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を損なうものであり、容認できるものではありません。

タクシー業界は、少子・高齢化社会が急速に進展する中、利用者ニーズの多様化等を踏まえ、スマホ配車の普及促進、UD（ユニバーサルデザイン）タクシー、観光タクシーの充実、乗り合いタクシーの展開強化等、利用者目線に立って、さらなるサービスの高度化に努めていくこととしております。特に、東日本大震災から8年余りが経過し、集中復興期間から「復興・創生」という新たなステージに入ってきている中、その担い手の一員として地域公共交通の責務を果たそうと努めております立場からは、白タク行為を認めようとする動きは大きな懸念材料となっております。

つきましては、地域公共交通の重要性を認識され、国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為が認められることのないよう、貴議会で特段のご高配を賜り、政府及び国会に対し、意見書を提出されるようお願い申し上げます。

以上のとおりお願いいたします。

令和元年11月28日

仙台市若林区卸町東3丁目2番38号

一般社団法人宮城県タクシー協会

会長 佐々木 昌二

名取市議会 議長 丹野 政喜 様

日本のタクシー事業は法令に準じて、旅客を乗せた時の安全管理、例えば運転手の体調管理や事故の保険の対応などを守って営業しているわけです。タク

シー特措法が平成21年6月に成立し、改正タクシー特措法が平成26年1月に成立しています。これはどういう法律かというと、要するにタクシーの供給過剰問題の解決を図るためのものでした。自由競争だといってどんどんタクシーの台数がふえると、当然料金の競争になります。そうした状況に歯止めをかけ、運転手の給料が確保されて生活ができるようにしてほしいというタクシー業界の訴えを受け、制定されたものです。

タクシー事業がほかの運送事業と大きく異なる点は、ほかの運輸業は運転手に固定の給料が支払われますが、タクシーは歩合制ということです。給料が保証されない中で、弊害が出ないようにこの特措法で、新しく参入するのを規制するというものでした。日本では、秩序を守ったタクシー事業が行われています。ライドシェアが導入されると料金を自由に設定されるなどトラブルが起きるし、台数が極端にふえれば営業に支障が出てきます。そういったことからタクシー事業を守っていくために、改正タクシー特措法が制定された経緯があります。

さて、そもそもライドシェアとは、インターネットを通じてモノや場所、スキルや時間を共有する、シェアリングエコノミーという新しい経済の流れの一つです。将来的には自由競争でどんどんそういう流れに向かうのかもしれませんが、外国では脅威となって影響が顕著に表れてきています。

今度、オリンピックがありますし、そうした白タク行為がふえるのではないかと危惧されています。本市ではまだそうしたことは見受けられないようですが、違法行為が野放しにならないよう、今回、私が紹介議員としてこの請願を提出したものです。

○委員長（佐々木哲男）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、委員各位より御発言をいただきます。

質疑はありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦）　参考にいただいた資料で、ドライバーと利用者をつなぐアプリが開発されたことによりライドシェアが拡大してきたという説明があります。具体的にこのアプリはどのように運用されているものなのでしょうか。あと、アメリカが発祥とされているようですが、現状についてわかれば教えてください。

○委員長（佐々木哲男） 山田龍太郎議員。

○議員（山田龍太郎） 私も詳しくはわからないところがありますが、各国で導入されており、さまざまに対応しています。参考資料によると、秩序が保たれないという問題があります。タクシー運転者の試験があるわけでもなく、アプリの登録者に任せるような形であるため、飲酒運転をしているかもしれず、安全性が判断できないことや、急いでいる乗客の状況を逆手にとって料金を過剰に請求するといった事例がかなりあります。こういったことは日本のタクシー事業にはありません。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料には各国の対応が記載されています。中止だとか規制だとか、認めているところは少ないように見たのですが、請願には「攻勢を強めている」という表現があります。実際に日本でライドシェアが認められることは想定されるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 山田龍太郎議員。

○議員（山田龍太郎） 楽天の三木谷社長が中心になって、一般社団法人新経済連盟という団体が国に要望書を提出し、働きかけているという動きは確かにあります。これは各国で懸念されているような無秩序な導入ではなく、日本式のライドシェアの仕組みをつくっていきたいので、議論の場を設けてほしいと訴えている段階だということです。

請願では、ライドシェアにはこうした問題があるのだとクローズアップして謳っています。つまりは、新しい事業者が無秩序に参入されると、これまでの規律の取れたタクシー事業ができなくなる。それが料金に反映して、収入が減って生活ができなくなってしまう。いずれ新しい動きが出てくるのは確かだと思いますが、乗る人の安全も大事ですし、今の形を守ってほしい、白タク行為を取り締まってほしいということです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 請願者はライドシェアを防ぐために規制したいと考えているように読めるのですが、その前に白タク行為は違法なのですから、タクシー業界として警察等に訴えるような行動は起こさないのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 山田龍太郎議員。

○議員（山田龍太郎） 請願の最後の部分に、スマホ配車の普及促進、ユニバーサルデザインタクシー、観光タクシーの充実といった、タクシー業界として行っている取り組みが記載されています。要するにタクシー業界としてもこれまでのままでいるわけではなく、変わっていかうとしているということを読み取っていただければと思います。

○委員長（佐々木哲男） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 請願書を読んでも、万が一事故があった時のバックアップ体制がなく、第二種免許もないまま誰でもできてしまうなど、容認するべきではないと感じます。海外ではうまくいかない事例が多いようですし、便利だからと言って何でも認めるべきではないというのが私の意見です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。

これをもって請願第1号の紹介議員に対する質疑を終了いたします。

山田龍太郎議員、ありがとうございました。

暫時、休憩いたします。

午後2時54分 休 憩

午後2時54分 再 開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

これより、請願第1号について、委員各位より御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時、休憩いたします。

午後2時55分 休 憩

*休憩中に委員から出された意見

- ・ライドシェアはアプリ使用が前提となるので、デジタルディバイドの問題が大きい。そうした点で、公共交通としてのタクシーという観点からも、ライドシェアを認めるべきではないと考える。
- ・誰でもタクシー業務ができるように容認すればいいというものではない。実際にうまくいってない例が紹介されている。
- ・ライドシェアによって考えようによっては利用者の利便性が上がると考えら

れる。しかし、現状を見ると万が一の際に責任を負う体制が整っておらず、利用者の安全が守られないと考える。

- ・タクシー業界からも現状を見直す動きがあり、そうした点から改善を進めることが望ましいと考える。

午後3時 4分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

これより、請願第1号を採決いたします。

請願第1号は、これを願意妥当と認め、採決すべきものとするに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、請願第1号は採択すべきものと決しました。なお、請願審査報告書は、次回委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件については、請願の趣旨に基づく意見書案を建設経済常任委員会委員長名で提出することになります。意見書案の内容について、委員各位からご意見等がありましたらお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時、休憩いたします。

午後3時 5分 休憩

*休憩中の要旨

- ・意見書案について、文言の整理を行った。

午後3時12分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、意見書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

なお、意見書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は12月12日木曜日午後1時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集くださいますようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時13分 散 会

令和元年12月6日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男